2026年11月13日

各　　位

会　社　名　ＫＴＣ（京都機械工具株式会社）
代表者名　代表取締役社長　伊吹　和彦
（コード番号：5966 東証スタンダード）
問合せ先　取締役常務執行役員　川田　実
（TEL 0774-46-3700）

第三者割当により発行される第１回新株予約権（固定行使価額型）の募集に関するお知らせ

当社は、2026年11月13日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日付公表の「事業提携に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

記

１．募集の概要

第１回新株予約権

（１）　割　当　日	2026年11月30日 本引受契約（以下に定義する。）において、割当予定先は、払込期日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意します。
（２）　新株予約権の総数	3,688個
（３）　新株予約権の発行価額	総額3,444,592円（本新株予約権１個当たり934円）
（４）　当該発行による潜在株式数	368,800株 本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。
（５）　調達資金の額	1,003,630,192円（差引手取概算額：997,630,192円）（注） （内訳） 本新株予約権発行分　3,444,592円 本新株予約権行使分　1,000,185,600円
（６）　行　使　価　額	１株当たり2,712円
（７）　募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
（８）　割　当　予　定　先	株式会社Atom ホームページURL：https://atom-company.jp/index.html
（９）　行　使　期　間	2026年12月１日から2031年12月１日まで

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(10) その他	当社は、株式会社Atom（以下「割当予定先」といいます。）との間で、本日付で、本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます）を締結する予定です。本引受契約において、以下の内容が定められます。なお、本新株予約権を割当予定先に割当てる日は2026年11月30日とします。 (i) 割当予定先は、当社と別途合意した場合を除き、2028年５月31日までは本新株予約権を行使しないものとします。 (ii) 割当予定先は、本新株予約権に係る行使請求を行おうとする日において当該日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な行使価額の116%に相当する金額（１円未満は切り捨てます。）を下回る場合には、本新株予約権を行使しません。 (iii) 上記(i)及び(ii)に関わらず、以下のいずれかの事由が発生した場合、割当予定先は、本新株予約権の行使することができるものとします。以下のいずれかの事由が発生し、本新株予約権が行使可能となった場合には、プレスリリースにて開示いたします。 (1) 本引受契約に定める前提条件が割当日において満たされていなかったことが判明した場合 (2) 下記「６．割当予定先の選定理由等（６）本新株予約権の取得請求権について」記載の本新株予約権の取得請求権の発生事由のいずれかに該当する場合 (3) 当社が割当予定先の本新株予約権を行使することに合意した場合 (4) 東京証券取引所における発行会社の普通株式の取引が５取引日以上の期間にわたって停止された場合 (5) 当社が本契約上の義務又は表明・保証に重大な点において違反した場合 (6) 当社が有価証券報告書若しくは半期報告書又は決算短信を適時・適法に提出しなかった場合 (iv) 割当予定先は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社の株式（以下「交付済株式」といいます。）を取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募 （発行会社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除きます。また、念のため規定するに、当該公開買付けによるスクイーズアウトによる売却は含みます。）及び私設取引システムにおける取引その他相手方を特定できない取引を除きます。）において第三者に譲渡する（以下「交付済株式譲渡」といいます。）場合には、当社と事前に協議するものとし、当社が自ら又はその指定する第三者をして交付済株式を買い取ることを希望する場合は、割当予定先が当該協議を申し入れた日から１か月以内にその旨（以下「買取意向」といいます。）を割当予定先に通知するものとします。当社が本項に基づく買取意向を通知した場合は、当

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	社は、自ら又はその指定する第三者をして時価（割当予定先が当該協議を申入れた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当該日に終値がない場合には、直前の終値のある日の終値）を基準とします。）で交付済株式を買い取るものとし、当社及び割当予定先は、当該買取りの速やかな実現に向けて、当該買取りの方法、時期その他詳細について誠実に協議するものとします。当社が本項に基づく買取意向の通知を行わなかった場合（当社が自ら若しくはその指定する第三者をして交付済株式を買い取ることを希望しない旨の通知を行った場合を含みます。）又は本項に従った当社若しくはその指定する第三者への売却が実現しなかった場合には、引受人は、誠実に検討の上、第三者に対する交付済株式譲渡を行うことができるものとします。 (v)また、本引受契約において、以下の内容が定められます。詳細は、下記「６．割当予定先の選定理由等（５）優先交渉権について」及び「（６）本新株予約権の取得請求権について」に記載しております。 ・優先交渉権 ・取得請求権

（注）　調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

２．募集の目的及び理由

当社は、1950 年（昭和 25 年）設立の総合工具メーカです。日本のモータリゼーションの発展と共に成長を遂げ、「お互いに誠実でたゆまず前進し、軽くて強くて使いよい工具を創り、社会に貢献しよう」を社是に、「信用、誠実、協調、創造、実行」を社訓に、事業に邁進してまいりました。品質・価格・納期の面において、お客様の要求に最大限にお応えできる製品とサービスを提供することにより企業の継続的発展を目指すとともに、法令を遵守し、環境・安全面においても地域をはじめとする社会に貢献できる企業グループを目指しております。

当社は、2022 年５月 13 日に 2022 年度より 2030 年度を最終年度とする KTC グループ長期ビジョン「KTC vision 2030」を策定し、公表いたしました。基本方針に「社会の期待を超えたツールで、人の能力を拡張し、世の中の安全を創り出す」を掲げ、９ヵ年を３フェーズの中期経営計画に分割し、最終年度に売上高 140 億円、営業利益率 10%の達成を目指しておりました。

しかしながら、第２次中期経営計画の初年度となる昨年度（2025 年度）に、連結子会社である北陸ケーティシーツール株式会社における不適切な会計処理事案や、当社の戦略製品であるデジタルトルクレンチの自主回収事案が発生し、当該年度は「コーポレート・ガバナンスの強化」、「内部統制の整備」、及び「品質体制の見直し」を喫緊の課題と認識し、経営基盤の立て直しに注力いたしました。

その後、経営基盤の立て直しに一定の目途がつき、本年５月 15 日に先の長期ビジョンにおける基本方針を踏襲した「新５ヵ年計画 Restart KTC vision 2030」並びに「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方針」を策定し、公表いたしました。Restart（再出発）にあたりましては、「原点回帰」を合言葉に、先ずは強固な経営基盤を再構築し、その上に本質的な成長を重ねることで、着実に計画の達成を目指してまいります。また、達成状況を判断する客観的な指標として、新５ヵ年計画の最終年度である 2030 年度（2031 年３月期）の目標値として、売上高 100 億円（+α 成長投資）、営業利益率 10%以上、PBR１倍以上、ROE８%以上を設定しております。

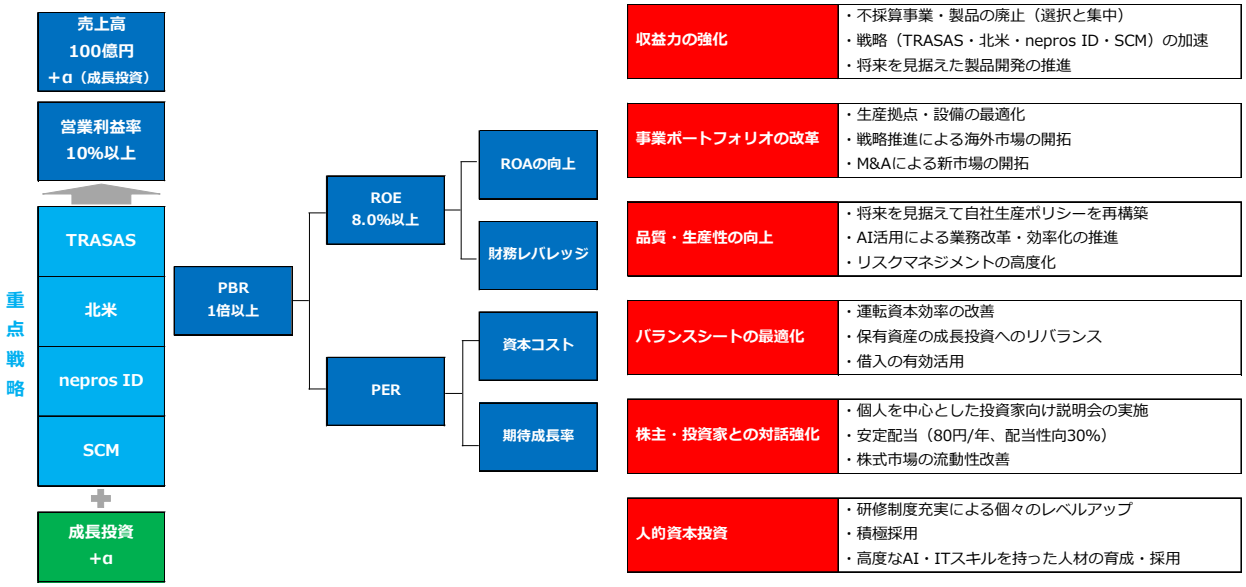
こうした中、新５ヵ年計画初年度となる今年度（2027 年３月期）第２四半期の連結業績は、本日公表のと

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

おり、売上高 38 億 63 百万円（前年同期比 2.6%増）、営業利益２億１百万円（前年同期比 31.4%減）、経常利益２億 24 百万円（前年同期比 31.5%減）、親会社株主に帰属する中間純利益１億 13 百万円（前年同期比 21.6%減）となりました。

当社は、今年で設立から 77 年目となります。今後、100 年企業を目指すにあたっては、長期的な視点、且つ多面的に時代の先を読む経営が重要であると考えております。当社の主戦場である国内ハンドツール市場の規模は約 800 億円（当社調べ）で、物価の上昇を加味すれば頭打ちの状態にあります。そのため、営業面では、マザーマーケットである国内事業を活性化しつつ、「TRASAS（工具と IoT 技術を融合した次世代作業トレーサビリティシステムによる安全と品質の向上を提案）」「北米（当社のフラッグシップモデル nepros で北米市場を開拓）」「nepros ID（RFID 搭載工具により航空機 MRO 市場を中心に工具管理の強化と生産性の向上を提案）」の３事業を重点戦略として経営資源を投下し、海外市場の開拓を加速させます。生産面では、付加価値の高い戦略製品を自社で開発/製造することでモノづくりの技術を継承し、汎用的で付加価値と原価が見合わない製品については、外注（海外）、廃止することにより、生産性と収益力の強化を図ります。また、運転資本・預金水準の適正化、保有不動産・有価証券を活用した成長投資（設備/研究開発投資・M&A/アライアンス・人的資本投資）を推進し、資本効率の面でも本質的な企業価値の向上を目指してまいります。

＜新５ヵ年計画 KTC vision 2030 の骨子＞



当社は、新５ヵ年計画の策定と並行し、既述のビジョンや同計画を実現することを目的に、昨年 12 月より外部リソースの活用の検討を進めてまいりました。外部リソースの活用が必要と判断した主な理由は、①重要な判断に外部から見た長期的且つ多面的な視点や考え方を取り入れること、②計画の実現スピードを上げること、③成長期待による必要人材の獲得、④次世代基幹人材の育成です。プライベートエクイティファンド（以下「PE ファンド」といいます。）の中には、上場を維持したまま、マイノリティでの投資実績がある会社が複数存在しており、「上場維持、マイノリティ投資、フルハンズオンでの支援」を条件に、取引金融機関の仲介で候補先の選定を進めてまいりました。

こうした中、大手コンサルティングファーム、PE ファンドでの職務経歴を持つ鈴木雄斗氏が 2024 年５月に設立した株式会社 Atom（代表者：代表取締役 鈴木雄斗 住所：東京都港区虎ノ門一丁目１番 21 号 新虎ノ門実業会館５F、以下「Atom 社」といいます。）と接点を得ました。Atom 社は、大手コンサルティングファームや PE ファンドが顧客や投資の対象としない日本の中堅・中小企業を投資対象とし、大企業への投資と同等の手法により企業価値を向上させることで日本経済を底上げしたいとの経営理念から創業しており、コンサ

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

ルタント（タイムチャージビジネス）でもファンド（他人資本）でもなく、第三の資本パートナーとして、自己資金、且つ株価に連動する報酬体系によりフルハンズオンでの伴走が可能であることが、当社の期待要件と合致いたしました。

新５ヵ年計画の達成に必要な事業投資の資金を調達するとともに、Atom 社との協力関係を強化し、既述のビジョン・計画を実現することにより本質的な企業価値の向上を図ることを目的として、Atom 社に対する第三者割当による本新株予約権の発行を決議いたしました。加えて、Atom 社とは、2026 年 11 月 13 日付で、上記諸施策の検討・支援を内容とした事業提携契約を締結します。なお、当社と Atom 社との事業提携に関する詳細につきましては、本日付公表の当社プレスリリース「事業提携に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,003,630,192	6,000,000	997,630,192

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２．発行諸費用は、主に、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。
３．払込金額の総額は、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

（２）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額につきましては、2026 年５月 15 日付で公表いたしました「新５ヵ年計画 Restart KTC vision 2030」における成長投資（設備投資）に、2030 年３月までに充当する予定であります。

なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 重点戦略に関する設備投資	697	2028 年６月～2029 年３月
② 基幹システムの更新投資	300	2028 年６月～2030 年３月

＜資金調達の主な目的＞

当社は、今回の調達資金を、①重点戦略に関する設備投資、②基幹システムの更新投資にそれぞれに充当いたします。新５ヵ年計画の推進に必要なインフラを整備し、重点戦略製品の開発に経営資源を投下することで、生産性及び将来の収益力を強化することによって本質的な企業価値の向上が可能と考えております。なお、本新株予約権の行使が想定どおりに進まなかった場合においては、自己資金や保有資産（不動産・有価証券）の売却による資金によって賄う予定です。

＜手取金の使途について＞

① 重点戦略に関する設備投資について

新５ヵ年計画では、最終年度（2031 年３月期）の売上高 100 億円を目標値としており、内 17 億円を重点戦略である「TRASAS（工具と IoT 技術を融合した次世代作業トレーサビリティシステムによる安全と品質の向上を提案）」「北米（当社のフラッグシップモデル nepros で北米市場を開拓）」「nepros ID（RFID 搭載工具により航空機 MRO 市場を中心に工具管理の強化と生産性の向上を提案）」によって計上することを目

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

標としております。

付加価値の高い重点戦略製品を自社で開発/製造することで 100 年企業に向けてモノづくりの技術を継承し、汎用的で付加価値と原価が見合わない製品については、外注（海外）、廃止することにより、生産性と収益力の強化を図りたいと考えております。

具体的には、全ての重点戦略の推進に不可欠である鍛造工場の新築及び熱間鍛造・冷間鍛造プレス設備の更新投資に充当する計画です。なお、不足する場合は、自己資金等又は金融機関からの借入を充当していく予定です。

② 基幹システムの更新投資について

現在、当社の基幹システムは導入から相当の年月が経過しており、生産や販売、会計といったシステムの連携に多くの人による作業が介在しております。AI による自働化が日々刻々と進化する中、新５ヵ年計画による「Restart（再出発）」に合わせて、業務の生産性を徹底的、且つ大胆に見直すことといたしました。

システムや AI が代替可能な業務は全て委ね、併せて必要性の低い業務や重複を完全に排除することで、役職員は人にしかできない非定型業務を担う組織体制を構築したいと考えております。また、経営判断に必要なデータを適時適切に可視化できる仕組みを構築し、将来の予測や変化に迅速に対応できる仕組みを構築いたします。なお、上記支出予定金額 300 百万円は現時点における概算額であり、今後、具体的な業務内容及びシステムの仕様等について検討を進めた上で、具体的な支出金額が決定されます。

＜新株予約権による資金調達を選択する理由＞

当社は、企業価値向上と持続的な成長のための必要資金を確保するに当たり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

① 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、発行済株式数の増加が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、新株予約権による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。

② 新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また即時に希薄化が生じることがないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。

③ 株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆる MSCB 等）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、行使により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、行使の完了までに行使により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

＜本新株予約権による資金調達スキームの長所及び短所＞

［長所］

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は発行当初から一定の数となるように規定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って行使価額の調整がされることに伴い、本新株予約権の対象株式数が変更されることがあります。

② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

本新株予約権の行使価額は固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。したがいまして、当社株価が当該行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招きうる当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。

③ 株価上昇時における行使促進効果

本新株予約権の行使が可能な期間において、当社株価が本新株予約権の行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタルゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本引受契約において譲渡制限が付されており、事前に当社の書面による承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、本新株予約権の行使により割当予定先が取得する当社株式について、本引受契約において、市場外で第三者に譲渡する場合には当社と事前に協議し、当社又は当社が指定する第三者による当該株式の買取りを選択できる旨が定められています。

［短所］

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から一定の数となるように規定されているため希薄化の規模は予め限定されているものの、本新株予約権の行使がなされた場合には、実際に発行済株式総数が増加するため一定の希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間がかかる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。

④ 権利不行使

本新株予約権について、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、本新株予約権に係る行使請求を行おうとする日において当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な行使価額の 116%に相当する金額（１円未満は切り捨てます。）（割当予定の新株予約権のすべてが行使された際の希薄化相当分を上乗せする金額として算出しております。）を下回る場合には、本新株予約権を行使しない旨及び 2026 年 11 月 30 日から 2028 年５月 31 日までの期間は本新株予約権を行使しない旨を本引受契約で合意します（但し、上記「１．募集の概要　第１回新株予約権　(10) その他」の(iii)の場合は除く。）。一方で、割当予定先は、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使した上で、取得した普通株式を売却する際における投資資金の回収）を目的としていることから、本新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で割当予定先が適切と判断した時点で、本新株予約権の行使による普通株式の取得が行われることとなります。

以上の点により、割当予定の新株予約権のすべてが行使された際の希薄化相当分を上乗せする行使価格制限を付与する等、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるため、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

４．調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行による調達資金を上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、企業価値の向上と株主利益の最大化につながることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026 年 11 月 12 日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026 年 11 月 12 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（2,669 円）、ボラティリティ（18.2%）、予定配当額（80 円／株）、無リスク利子率（2.2%））を想定して評価を実施しております。

なお、本新株予約権の行使価額につきましては、公正性の観点から、足元の当社の株価水準を適切に反映しつつ、発行決議日直前の短期的な株価変動の影響を緩和するため、割当予定先と協議の結果、2,712 円（取締役会決議日の前営業日における当社普通株式終値 2,669 円に対して 1.61%のプレミアム、３か月の終値平均 2,703 円に対して 0.33%のプレミアム及び６か月の終値平均 2,595 円に対して 4.51%のプレミアム）と決定いたしました。この行使価額は、2026 年 11 月 12 日を含みそれに先立つ過去１か月間の各取引日における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（小数点以下四捨五入。以下同じです。）と同額に設定されており、発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（934 円）を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会（３名中２名が社外取締役）は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込金額とその公正な価値とは同額であることから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、適法かつ妥当であるとの意見を表明しております。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が当初の行使価額によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数は 368,800 株（議決権の数 3,688 個）であり、これは、本日現在の当社の発行済株式総数 2,477,435 株及び本日現在の当社の議決権の総数 24,127 個の 14.89%及び 15.29%（小数点以下第３位を四捨五入。以下同じです。）にそれぞれ相当します。

しかし、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資するものと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（2026 年 11 月 13 日現在）

（１）	名称	株式会社 Atom
（２）	所在地	東京都港区虎ノ門一丁目１番 21 号 新虎ノ門実業会館５F
（３）	代表者の役職・氏名	代表取締役　鈴木　雄斗
（４）	事業内容	経営コンサルタント業
（５）	資本金	9,000 千円
（６）	設立年月日	2024 年５月９日
（７）	発行済株式数	900 株
（８）	決算期	３月 31 日
（９）	従業員数	非上場会社であり、割当予定先の意向により、記載を控えさせていただきます。
(10)	主要取引先	割当予定先の意向により、記載を控えさせていただきます。
(11)	主要取引銀行	株式会社りそな銀行
(12)	大株主及び持株比率	鈴木　雄斗　100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。
(14)	最近３年間の経営成績及び財政状態	割当予定先は 2024 年５月に設立したスタートアップ企業であり、代表の鈴木氏の前職（PE ファンド）との競業避止義務により、本件が割当予定先における初回の案件となります。なお、割当予定先の選定理由につきましては、次項（２）に詳細を記載しております。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

決算期	2025年３月期	2026年３月期
純資産	△4,671,984円	△22,959,123円
総資産	22,941,688円	10,561,292円
１株当たり純資産	△5,191円	△25,510円
売上高	0円	0円
営業損失(△)	△15,531,970円	△19,566,418円
経常損失(△)	△13,612,087円	△18,212,533円
当期純損失(△)	△13,671,984円	△18,287,139円
１株当たり当期純損失(△)	△15,191円	△20,319円
１株当たり配当金	0円	0円

（注）１　割当予定先である株式会社Atomは2024年５月９日設立のため、「最近３年間の経営成績及び財政状態」の数値については２期分を記載しております。

２　当社は、割当予定先、関係企業及び関係人物（以下「割当予定先関係者」と総称する。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南２-３-14 靖国九段南ビル、代表者：小板橋仁）に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及び関係企業、関係人物の情報を収集、必要に応じ独自の情報源を通じた情報の収集、公募やウェブ上で確認した割当予定先の本店、代表者の自宅の現地調査によって得られた付帯情報に基づき、割当予定先及び関係企業、関係人物に係る過去の行為、属性、犯罪歴、訴訟歴、行政処分歴、破産歴、風評等の情報の真偽確認、分析を実施したとの報告を受けております。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年10月７日付で受領しております。

さらに、当社は、本引受契約において、割当予定先から、割当予定先及びその役職員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していない旨の表明保証を受けます。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

本新株予約権の割当予定先としてAtom社を選定した理由は次のとおりです。

当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、新５ヵ年計画の諸施策を完遂することにより、収益力を強化し、資本効率を改善することによって本質的な企業価値の向上を図る方針であり、同計画の策定と並行して、昨年12月より外部リソースの活用の検討を進めてまいりました。外部リソースの活用が必要と判断した主な理由は、①重要な判断に外部から見た長期的且つ多面的な視点や考え方を取り入れること、②計画の実現スピードを上げること、③成長期待による必要人材の獲得、④次世代基幹人材の育成です。

こうした中、取引金融機関の紹介により、大手コンサルティングファーム、プライベートエクイティファンドでの職務経歴を持つ鈴木氏が2024年５月に設立したAtom社との接点を得ました。Atom社は、大手コンサルティングファームやPEファンドが顧客や投資の対象としない日本の中堅・中小企業を投資対象とし、大企業への投資と同等の手法により企業価値を向上させることで日本経済を底上げしたいとの経営理念から創業しており、コンサルタント（タイムチャージビジネス）でもファンド（他人資本）でもなく、第三の資本パートナーとして、自己資金、かつ株価に連動する報酬体系によりフルハンズオンでの伴走が可能であることが、当社の期待要件と合致いたしました。それ以降、継続的に経営方針・経営戦略等に関して様々な情報交換を行ってまいりました。その結果、当社は、Atom社に対して本新株予約権の第三者割当を行うこと

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

により、資金調達のみならず、経営改善指導を受けることができ、当社の本質的な企業価値の向上を図ることが可能であると判断いたしました。

調達資金を、①重点戦略に関する設備投資、②基幹システムの更新投資に充当することで、生産性や収益性の改善を見込むとともに、Atom 社の代表である鈴木氏の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用により、新５ヵ年計画における諸施策の実現を加速させることが可能と考えております。また、Atom 社とは、2026 年 11 月 13 日付で、諸施策の検討・支援を内容とした事業提携契約を締結します。なお、当社と Atom 社との事業提携に関する詳細につきましては、本日付公表の当社プレスリリース「事業提携に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

（３）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収）を目的として、本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。但し、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却する可能性があるほか、下記「（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の行使を行った場合には、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しております。なお、上記「１.募集の概要 第１回新株予約権 （10）その他」に記載のとおり、2026 年 11 月 30 日から 2028 年５月 31 日までの期間は、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できません。

なお、本新株予約権には、会社法第 236 条第１項６号に定める譲渡制限はありませんが、当社と割当予定先が締結する本引受契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。取締役会の決議による当社の承認を以って新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。

加えて、上記「１． 募集の概要 第１回新株予約権 （10）その他」に記載のとおり、本引受契約において、割当予定先は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社の株式を取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募（発行会社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除きます。また、念のため規定するに、当該公開買付けによるスクイーズアウトによる売却は含みます。）及び私設取引システムにおける取引その他相手方を特定できない取引を除きます。）において第三者に譲渡する場合には、当社と事前に協議するものとし、当社が自ら又はその指定する第三者をして交付済株式を買い取ることを希望する場合は、割当予定先が当該協議を申し入れた日から１か月以内にその旨を割当予定先に通知するものとすること、当社が本項に基づく買取意向を通知した場合は、当社は、自ら又はその指定する第三者をして時価（割当予定先が当該協議を申入れた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当該日に終値がない場合には、直前の終値のある日の終値）を基準とします。）で交付済株式を買い取るものとし、当社及び割当予定先は、当該買取りの速やかな実現に向けて、当該買取りの方法、時期その他詳細について誠実に協議すること及び当社が本項に基づく買取意向の通知を行わなかった場合（当社が自ら若しくはその指定する第三者をして交付済株式を買い取ることを希望しない旨の通知を行った場合を含みます。）又は本項に従った当社若しくはその指定する第三者への売却が実現しなかった場合には、引受人は、誠実に検討の上、第三者に対する交付済株式譲渡を行うことができるものとすることを合意します。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、割当予定先を名義とする銀行口座の預金通帳の写し（2026 年 11 月 9 日付）を入手し、新株予約権の発行価額の払込みに足る現金預金を保有していることを確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本新株予約権の発行価額の払込みに確実性があると判断しております。一方、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、Atom 社は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しており、現時点で本新株予約権の行使のために資金を確保しておくことが必要ではありません。

（５）優先交渉権について

本引受契約において、当社は、割当日から 2031 年 12 月１日又は割当予定先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式(本「（５）優先交渉権について」において、以下「株式等」と総称します。)を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等の発行、処分又は付与(本「（５）優先交渉権について」において、以下「発行等」といいます。)(但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員（以下「対象役員等」といいます。）に対して当社普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合(本新株予約権の払込期日以降に譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付した普通株式の数の累計数が、当該払込期日時点の発行済株式総数の 10%を超えない場合に限ります。)、又は当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除きます。）を行ってはならない旨、また、割当日から 2031 年 12 月１日又は割当予定先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合（但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象役員等に対して当社普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合(本新株予約権の払込期日以降に譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付した普通株式の数の累計数が、当該払込期日時点の発行済株式総数の 10%を超えない場合に限ります。)、又は当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意をします。

（６）本新株予約権の取得請求権について

当社が発行する株式について、①金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社の株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社の株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の株式を取得した場合、②上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織再編行為（以下に定義する。）が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイーズアウト事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑥東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、又は⑦公開買付開始事由（以下に定義する。）が生じた場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して５営業日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

において、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第１項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権の割当日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して６か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第４項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合をいいます。

「スクイーズアウト事由」とは、(i)当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii)当社の特別支配株主（会社法第 179 条第１項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は(iii)上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。

「公開買付開始事由」とは、当社の普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けの開始又は公開買付けの開始予定に係る公表（公開買付者によるもの及び当社によるもののいずれも含み、また、東京証券取引所の規則に基づく適時開示、金融商品取引法に基づく届出及び公開買付開始公告を含むがこれらに限られない。）がなされた場合をいいます。

また、本新株予約権の発行後、①東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が３取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が調整された場合には、当該調整後の行使価額とする。）の 60%（但し、１円未満は切り捨てる。）を下回った場合、②いずれかの 10 連続取引日間の当社普通株式の１取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、割当日に先立つ 10 連続取引日間の当社普通株式の１取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本新株予約権の目的である株式の数が変更される場合には、当該本新株予約権の目的である株式の数の変更に応じて調整されるものとする。）の 20%を下回った場合、③割当予定先が本新株予約権の行使可能期間の最終日の１か月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、④当社及び割当予定先間の本引受契約締結日付事業提携契約が終了した場合、⑤東京証券取引所における当社の普通株式の取引が５取引日以上の期間にわたって停止された場合、又は⑥当社が本契約上の義務又は表明・保証に違反した場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して５営業日目の日において、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

７．募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年9月30日現在）		募集後	
宇城邦英	7.11%	株式会社Atom	13.22%
明治安田生命保険相互会社	4.79%	宇城邦英	6.17%
株式会社京都銀行	4.46%	明治安田生命保険相互会社	4.15%
株式会社三菱UFJ銀行	4.29%	株式会社京都銀行	3.87%
山崎道子	3.69%	株式会社三菱UFJ銀行	3.72%
京華産業株式会社	3.56%	山崎道子	3.20%
京都中央信用金庫	3.30%	京華産業株式会社	3.09%
KTC従業員持株会	2.87%	京都中央信用金庫	2.86%
KTC共栄持株会	2.59%	KTC従業員持株会	2.49%
光通信KK投資事業有限責任組合	2.09%	KTC共栄持株会	2.25%

（注）１　募集前の大株主及び持株比率は、2026年９月30日現在の所有株式数を、同日の発行済株式総数（自己株式を除く。以下注２において同じです。）で除して算出しております。
２　募集後の大株主及び持株比率は、2026年９月30日現在の発行済株式総数に、本新株予約権が行使価額2,712円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式368,800株を加えて算定しております。
３　持株比率は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。
４　当社は自己株式56,861株を所有しておりますが、上表から除外しております。

８．今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権の発行が当社の今期の業績に与える影響は軽微でありますが、当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、今後Atom社から得られる助言により、新５ヵ年計画を推し進めることができると考えております。

９．企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の発行は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権のすべてが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（単位：千円）

	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
連結売上高	8,428,569	9,046,157	8,334,366
連結営業利益又は連結営業損失	847,015	847,176	753,176
連結経常利益又は連結経常損失	901,642	944,211	817,566
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	582,398	544,801	501,815
１株当たり連結当期純利益、又は１株当たり当期純損失（△）（円）	238.56	224.59	207.68
１株当たり配当金（円）	80.00	80.00	85.00
１株当たり連結純資産（円）	5,063.52	5,070.85	5,221.89

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年11月13日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,477,435株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	368,800株	14.89%
下限値の行使価額における潜在株式数	－	－
上限値の行使価額における潜在株式数	－	－

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
始値	2,010円	2,797円	2,600円
高値	3,235円	3,095円	2,793円
安値	1,971円	2,400円	2,362円
終値	2,810円	2,600円	2,420円

② 最近６ヶ月間の状況

	2026年6月	2026年7月	2026年8月	2026年9月	2026年10月	2026年11月
始値	2,420円	2,505円	2,510円	2,685円	2,788円	2,650円
高値	2,650円	2,634円	2,690円	2,870円	2,811円	2,672円
安値	2,375円	2,471円	2,501円	2,635円	2,652円	2,650円
終値	2,523円	2,510円	2,660円	2,838円	2,700円	2,669円

（注）2026年11月の株価については、2026年11月12日現在で表示しております。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

③　発行決議日前営業日における株価

	2026年11月12日現在
始　　値	2,669円
高　　値	2,669円
安　　値	2,669円
終　　値	2,669円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11．発行要領

別紙ご参照。

以　上

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

別紙

京都機械工具株式会社
第１回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称
   京都機械工具株式会社第１回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日
   2026 年 11 月 30 日

3. 割当日
   2026 年 11 月 30 日

4. 払込期日
   2026 年 11 月 30 日

5. 募集の方法
   第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を株式会社 Atom に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
   本新株予約権１個の行使請求により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、271,200 円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする。但し、１株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、１単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた１円未満の端数はこれを切り捨てる。
   なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。但し、第 10 項に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

7. 本新株予約権の総数
   3,688 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たり金 934 円（本新株予約権の払込総額金 3,444,592 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は、271,200 円とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額は、2,712 円とする（当該行使価額を、以下「行使価額」という。）。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従い調整されることがある。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由（但し、(ロ)の場合を除く。）により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行又は新規処分株式数} \times \text{１株当たりの発行又は処分価額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行又は新規処分株式数}}$$

(2) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号(ロ)に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株発行等による行使価額調整式又は株式分割等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（本項第(5)号(ロ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員（以下「対象役員等」という。）に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（本新株予約権の払込期日以降に譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付した普通株式の数の累計数が、当該払込期日時点の発行済株式総数の 10%を超えない場合に限る。）、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取

得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

（ロ）　株式の分割又は併合の場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降又は株式の併合の効力が生じる日以降これを適用する。

（ハ）　時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）その他の役員、執行役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（ニ）　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

（ホ）　上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4)（イ） 当社は、本新株予約権の発行後、下記（ロ）に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式及び株式分割等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{１株当たりの時価} - \text{１株当たりの特別配当}}{\text{１株当たりの時価}}$$

「１株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（ロ） 「特別配当」とは、2031 年 12 月１日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第 455 条第２項及び第 456 条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2031 年 12 月１日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(i)当該基準日時点における本新株予約権１個当たりの目的である株式の数に 80 を乗じた金額又は(ii)当該事業年度の配当に係る最終の基準日における本新株予約権１個当たりの目的である株式の数に、当該事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に 30％を乗じた金額を、当該基準日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が０円を下回る場合（当該事業年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には０円とする。）のいずれか高い金額をいう。）（当社が当社の事業年度を変更した場合及び株式の併合若しくは分割、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額とする。）を超える場合における当該超過額をいう。

（ハ） 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降これを適用する。

(5) その他

（イ） 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

（ロ） 行使価額調整式で使用する１株当たりの時価は、新株発行等による行使価額調整式及び株式分割等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(3)号(ホ)の場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ 45 取引日（以下に定義する。）目に始まる 30 連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

（ハ） 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(3)号、第(4)号又は第(7)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

（ニ） 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6) 本新株予約権の発行後、本項第(7)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第(7)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式１株当たりの対価、本項第(7)号(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式１株あたりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第(7)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後行使価額が 1,627 円を下回ることとなる場合には、

1,627円とする。）に調整される。但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象役員等に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（本新株予約権の払込期日以降に譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付した普通株式の数の累計数が、当該払込期日時点の発行済株式総数の 10%を超えない場合に限る。）及び当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）その他の役員、執行役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(7) 前号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（イ） 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づく普通株式の発行又は処分（本項第(6)号但書により行使価額の調整の対象とならない場合に限る。）、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（ロ） 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（ハ） 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

（ニ） 本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(3)号（ホ）に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

(8) 本項第(1)号、第(2)号、第(4)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

(9) 本項第(3)号、第(4)号及び第(7)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(イ) 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

(ニ) 行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 本項第(1)号乃至第(9)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2026 年 12 月 1 日から 2031 年 12 月 1 日（但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。））までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第 124 条第１項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日

(2) 振替機関が必要であると認めた日

(3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合に、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間（なお、この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。）

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由
当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり 934 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする。

17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施して

いる。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金 934 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第９項に記載のとおりとし、行使価額は、2026 年 11 月 12 日を含みそれに先立つ１か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値と同額とした。

19. 行使請求受付場所
京都機械工具株式会社本社　経営企画部

20. 払込取扱場所
京都銀行　本店営業部

21. 新株予約権行使による株式の交付
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の４銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他
(1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権の発行に関して必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
(3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以　上